

## 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第12回）

平成21年 8 月 5 日（水）

午後 1 時30分～ 4 時30分

京都ガーデンパレス「鞍馬」

### 1 開会

#### ○座長

本日は、委員がかわりまして第1回ということで、議題1として前年度の人権教育・啓発の取り組みについて、職員向けの研修とそれ以外の実施状況を、資料1、2により、報告いただいた上で、質疑応答し、報告事項として、資料3の人権啓発学生サポーター会議、資料4の京都府のユニバーサルデザインの推進指針の策定について、それぞれ報告、質疑応答をいうことで進めさせていただきたいと思います。それぞれ資料1、2、3、4と対応していますので、参照ください。

それでは、一番初めに、議題1の説明について関係部局から報告をお願いします。

#### （1）意見交換

**議題1 「新京都府人権教育・啓発推進計画平成20年度実施状況等について」**

①平成20年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業以外）について

②平成20年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）について

#### ○事務局

人権啓発推進室の昨年度の実施状況について説明します。

資料の1の27頁から40頁まで人権啓発推進室所管の事業ということでまとめています。

まず27頁ですが、所管事務としまして、人権啓発の総合企画及び調整や人権啓発の推進となります。取組の方向としましては、下の欄に書いていますが、広域的な啓発手法としてマスメディアの活用、若い世代に対する人権啓発の機会をつくっていくこと、NPO法人との連携・協働の推進、また、さまざまな機会をとらえた同和問題についての啓発、あるいは市町村との住民交流事業の支援などに取り組みました。

それでは、28頁を御覧ください。広域的な手法としてマスメディアの活用ですが、実施時期として5月の憲法週間、8月の人権強調月間、12月の人権週間にあわせて実施することにより、より効果的な啓発活動を実施しようということで取り組んでいるものです。

まず新聞意見広告として、5月、8月、それから12月に集中をさせて行っていますし、今日もお配りをしております資料の府民だより8月号に、この人権強調月間が8月ということで、数多い行政情報がある中で、この月間を1面を活用し啓発しているところです。

それから新聞意見広告や、人権口コミ情報として、人権週間にあわせまして12月1日から10日までの毎日、京都新聞にさまざまな話題を取り上げて掲載しています。1日1テーマということで、10テーマについて掲載をしまして、さらに小冊子にまとめて啓発資料としても活用をしています。

次に29頁に移りまして、今度はラジオの関係ですが、まずはAM放送についてです。7月から12月に実施しました「はたけさんちの夕ごはん」という番組と1月から3月に実施をしました「京都人権情報」になります。この「はたけさんちの夕ごはん」というのは、18年度、19年度に平日に放送したものを日曜日に、再放送することにより、また違ったリスナーに訴えることをねらいに放送しました。

1月から3月の京都人権情報につきましては、その時々話題も入れつつわかりやすく放送しました。昨年は、世界人権宣言60周年の京都アピールや新たな制度になりました裁判員制度のようなものを取り上げて13回にわたり放送したものです。

それから29頁の下段、人権啓発ラジオ番組のFM放送です。これは特に若者を意識した番組ということで、平成19年度から実施をしているものです。毎週1回木曜日の夜に、若者に人気のあるミュージシャンが自己の体験を交えて人権にかかわるメッセージを放送しています。リスナーからの反応もあり、若者をターゲットにした放送としては効果があると考え、引き続き放送しています。

次に30頁ですが、地域メディアのラジオ放送ということで、三条ラジオカフェ、エフエム宇治という地域のラジオ放送局で放送しており、こちらの放送内容につきましては、京都府のホームページで放送データを配信し、ラジオの放送1回だけではなく、引き続き活用し、啓発を続けているものです。

次に、テレビのGOGOポップン、これは昨年度で終了しましたが、特に子ども、しかも低年齢の幼児向けにキャラクターを使った番組の1コーナーを使って放送したもので、毎週月・水の2回、9月から3月にわたり放送しました。番組自身は3月で終了しています。幼児向けという

こともあり、反応を見るのが難しかったという反省点はあります。

それから31頁の京都府のホームページは、その都度新しい情報をより見やすく、分かりやすいものにしていこうと常に考えながら掲載しています。

また、メルマガにつきましては、京都府の職員や市町村の人権啓発担当の職員に毎月お送りしているもので、特に話題性のあるニュースを取りまとめたものや、行事の紹介、この懇話会の開催状況なども含めて定期的に配信をしているものです。

それから32、33頁のフェスティバルについて報告させていただきます。まず33頁を御覧ください。特に昨年は、世界人権宣言60周年の記念事業として、「京都ヒューマンフェスタ2008」を開催しました。これが世界人権宣言60周年の記念事業としてはメインとなるものです。既に概要については報告させていただきましたが、昨年11月8日、9日の2日間にわたりまして、みやこめっせと京都会館で開催したものです。このフェスティバルでは、京都府、京都市、京都地方法務局、財団法人世界人権問題研究センターの4者連名で「京都アピール」を発表・発信をしています。特徴的なものとしては、人権関係のNPO法人との連携、あるいは府内の大学との連携が図れたと思います。NPO法人等の関係については22団体、大学については8大学、団体としては行政関係も合わせて73団体の参加を得て、参加者も4万8,580名という大盛況のうちに終えることができました。

それからその下段ですが、同じくこの記念事業の一環としまして、乙訓2市1町、向日市、長岡京市、大山崎町で、「ヒューマンウィーク in おとくに」を開催しています。こちらでも講演会や啓発映画の上映、さらにはNPO法人の活動紹介などを実施しています。

次に32頁の上段、「ハートフルフェスタ2008 in SUMMER」と「ひゅうまんシネマフェスタ」、事業名二つ並べています。もともと「ひゅうまんシネマフェスタ」は、府内6会場の人権について考えていただけるような映画を上映していましたが、60周年の記念事業として、うち3会場、宮津市、宇治市、福知山市については、映画だけではなくて、ファミリーコンサートや啓発パネル展、NPO法人の活動紹介もあわせて実施しました。

それから34頁の府民講座ですが、これも市町村と連携した事業で、市町村とも協議の上テーマを設定し、広く府民の方にその時々テーマで講座を開催し、合計で682名の参加を得ました。また、この市町村連携事業は、今年度も引き続き開催する予定にしています。

次に中段の街頭啓発は、8月、12月のそれぞれの重点期間に行っているものです。あわせて、地域啓発・地域活動事業として、京都府の各広域振興局の庁舎を使い、プランター花壇の設置や啓発物の作成、配布などを行っています。

次に35頁の啓発パネル展ですが、さまざまな期間を通じてパネル展を開催することで啓発を進めました。特にコンクール関係の優秀作品を披露するという機会としています。

今申し上げましたコンクールですが、次の36頁にポスターコンクールとメッセージコンクールを挙げています。募集期間はちょうど今ごろ、7月から9月にかけて募集しました。ポスターコンクールにつきましては学校関係だけで、小・中・高を中心とした学校関係の生徒さんを対象に5,099点の応募がありました。それぞれ優秀賞、佳作等、入選作品の表彰を行っています。メッセージコンクールにつきましては、一般の部、青少年の部、小学生の部、それぞれの部ごとに分けて募集をしました。中心になるのは小学生の部ということで、全体で6,141点の応募がありました。小学生の部については4,300点程度、青少年の部も1,800点、一般の部が少なくても34点の応募で、これから強化をしていかなければいけないと思っています。

それから、人権啓発サポーターの募集もしています。いろいろ人権に関する情報提供をしていますが、昨年度末、20年度末で811人の方に登録していただいています。さらに引き続き募集を行っています。

次に37頁ですが、さまざまな啓発資料を作成しています。資料で表にして挙げていますので、御覧おきください。

次に39頁ですが、こちらの人権啓発活動再委託事業は、国から京都府が委託を受け、実施する市町村に再委託するという形で行っている事業です。内容的には総合的な啓発の催しを行うということで、講演会や資料配布、研修会などを実施していただき、委託事業としているものです。

それから中段の人権問題啓発補助事業というのは、その中で、先ほど説明した国からの委託事業の基準に合わないような規模が小さいものも含めて、知事特認事業として、特に認めて補助するといった形で一層啓発事業を進めていただくという趣旨のものです。

これで人権啓発推進室の事業の説明とさせていただきます。

## ○座長

ありがとうございました。

それでは、知事室長グループお願いします。

## ○事務局

知事直轄組織、知事室長グループの広報課です。よろしくをお願いします。

では、お手元の資料1、1頁をお開きください。

所管事務の広報課分につきましては、1番目と2番目の、広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送による府民への人権啓発、府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請、課題としましては、同和問題を初め、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人にかかわるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要と考えています。

取り組みの方向としましては、実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し、人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行うこととしています。具体的な取組につきましては、2頁から紹介しています。

まず一番上、マスメディア関係者に対する働きかけとしまして、現在、府政記者会に17社、47名が加盟されています。その府政記者の入れかわりが結構ありますので、その人事異動の都度「新京都府人権教育・啓発推進計画」の趣旨を説明しまして、人権に配慮した取材・報道を要請しています。人権に配慮した取材及び報道が府政記者については為されているものと認識しています。

その下、「きょうと府民だより」は活字媒体のメインとなる広報紙です。お手元にお配りしていますのは8月号です。8月は人権強調月間ということで、4頁にすべての人に温かい社会をつくろうということで、人権強調月間の特集を掲載しています。そのほか、関連の記事としましては、6頁、7頁の見開きで、障害のある方の就業支援、こちらにつきましても府民の方にいろいろ理解を深めていただくということで、障害のある方の就業というのを身近に感じていただくような記事を心がけています。

それでは資料1に戻っていただきまして、そのほかとしましては、例えば昨年度でいいますと、府民だよりの12月号に人権週間特集を掲載しています。この府民だよりにつきましては、今までは第1日曜日に発行していましたが、9月号から毎月1日に発行することにしていきます。京都市内の方は各御家庭・事務所のポストに入れさせていただきますし、それ以外のところは新聞折り込みということで、今までは第1日曜に入っていたものが、この9月から宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町、精華町にお住まいの方へは各御家庭の郵便受けに直接配布するような形に変更する予定です。ポスティングというのは、1日に一斉に配るということはなかなかできませんので、前後3日間ずつの御猶予をいただいております。9月は8月29日の土曜日から9月4日の金曜日にかけて御家庭・事務所の方にお配りすることになります。よろしくお願ひします。

資料の3頁からはテレビ・ラジオ等の電波媒体の広報事業について実施状況の報告をさせていただきます。月イチ☆きょうと府という毎月第1日曜日のお昼に放送しています30分番組が

あります。こちらでも8月と12月には人権特集をテーマに放送しています。

それから、3頁の下段ですが、テレビスポット放送ということで、30秒のCMです。こちらは5月の憲法週間、8月の人権強調月間、9月には就職採用選考、12月の人権週間、3月には卒業・就職ということで、各実施月に応じて構成した30秒のCMをKBS京都テレビで放送しています。

次の頁ですが、ここからはラジオ番組です。ここからは変わったところだけ説明をさせていただきます。去年は御承知のとおり、世界人権宣言60周年ということで、5月、8月、9月、12月と、例年にプラスしまして11月に世界人権宣言60周年啓発イベントの紹介をさせていただきました。

その次、下の段はFM放送でのスポット放送です。

その次の5頁の上段にありますラジオ番組放送、KYOTO PREFECTURE EYESは府職員が出演しまして、職員が説明するという番組です。こちらにも11月に世界人権宣言60周年、これは例年の12月の人権週間の放送にかえて前倒しで11月にやらせていただいたものですが、京都府の取り組みを5分間、FM京都で紹介させていただきました。

広報課については以上です。ありがとうございました。

## ○座長

ありがとうございます。

次に、職員長グループをお願いします。

## ○事務局

職員長グループ、京都府職員研修・研究支援センターです。よろしくお願いします。

私どもは、主に研修事業を説明させていただきます。資料1、それから資料2にも触れさせていただきたいと思います。

まず、資料1の11頁ですが、職員への研修の課題についての認識ですが、私たち公務員である京都府職員につきましては、絶えず人権意識を高め、職場の業務、あるいは地域社会の活動において人権問題について実践を行う、そういうことができる職員を養成していくことが極めて重要であると考えており、そういった視点で研修体系を立てています。そのためには、職員研修・研究支援センターにおいて実施している人権研修はもちろんのこととして、それぞれの職場において部局、あるいは広域振興局ごとに行っている職場人権研修への支援、それから職員個人個人の

自己啓発支援として研修情報の提供に取り組んでいます。

具体的にどういった研修をやっているかと言いますと、資料2の32頁の職務基本コースということで掲げています。採用された時、あるいは1年目、3年目などの採用年次ごとに行います研修と、それから役職で指名する職員について研修を実施しており、すべての研修で6コースを実施しています。

それから資料2の33頁に移っていただきますと、次には職場学習支援コースです。こちらは人権問題においてそれぞれの職場で研修を推進していく指導者、あるいは主任に対する研修を実施しています。もちろんこの場合には職員研修・研究支援センターが実施します研修とあわせて世界人権問題研究センターが主催されます人権大学講座等にも参加をしているところです。この人権大学講座には、一つには参加型ということで、ワークショップ形式の研修に参加したり、あるいは人権ゆかりの地を訪ねてということで、現地で学んだり、また、17回の講座に指導者なり主任が参加をしているというものです。

次に34頁です。こちらは特別研修となっていますが、これは京都府全職員を対象にしまして、北部地域で2回、南部地域で5回の計7回を1回2講座ごと実施しているものです。この研修におきましては、部落問題をはじめとしまして、子どもの問題や障害のある方たちの問題、外国人の方の問題や個人情報保護等といった幅広い分野にわたりますテーマの中から職員が選んで受講するという形を取ってまして、20年度も7回実施し、1,300人が受研したところです。

それから次に、人権問題職場研修ですが、先ほど説明しました指導者なり主任が職員研修・研究支援センターでいろいろ研修を受講した後職場に戻り、自分で企画をして実施をしているものですが、これは35頁に掲載しています。それぞれ職務に関連の深い身近な課題を取り上げ、研修手法につきましてもビデオ上映後にグループ討議をしたり、ワークショップをしたりという形で取り組んでいます。ここでは延べ3,680人の者が受講したところです。

次に資料1の12頁に移っていただきますと、自己啓発支援ということで、20年度につきましては、5月、9月、2月に人権問題研修を受けた後の講演録を一部掲載しまして、職員のポータルサイトで全職員に配信をしているところです。

以上で職員研修・研究支援センターの取り組みの報告を終わらせていただきます。

## ○座長

ありがとうございました。

知事室長グループ、国際課からお願いします。

## ○事務局

知事室長グループの国際課です。

お手元の資料1の7頁から9頁が所管事業です。国際課におきましては、京都府にお住まいの在住外国人・留学生への支援という所管事務につきまして、多文化共生の京都を実現することを課題に種々事業を展開させていただいています。7頁の三つの事業につきましては、情報発信事業で、京都府で生活していただくために必要な生活情報等をホームページ、またFM放送等で情報提供をしているのと、英語、中国語をはじめとする5言語を中心に情報提供をしているという事業です。

引き続きまして8頁の最初の事業、京都府外国籍府民共生施策懇談会です。この事業は平成20年度から開始した事業として、学識委員6名と公募の委員10名をもちまして懇談会を開催しています。京都府で生活していただくための種々の問題等につきまして懇談会を開催し、それを取りまとめて知事に報告し、また可能なものについては施策に反映するという取り組みを行っているものです。

8頁の下段の京都地域留学生住宅保証制度と9頁の外国人研究者・留学生等のための居住支援の事業につきましては、外国籍の研究者の方、また留学生の方に対して、住居の提供を円滑に進めるということを目的に進めているものです。8頁の事業につきましては、平成13年度から開始しまして、右肩上がりでの利用が増えてきているという事業です。また9頁の事業につきましては、府営住宅を活用して、優先入居、または短期滞在の方のための利用をさせていただいているという事業です。

以上です。

## ○座長

ありがとうございました。

委員の方、お気づきになった点は、後からまとめて御指摘、御質問いただきたいと思います。

それでは、総務部からお願いします。

## ○事務局

総務部です。どうぞよろしく申し上げます。

総務部の所管事務としましては、個人情報保護の推進です。個人情報につきましては、事業者



からの個人情報の漏えい事件の発生でありますとか、逆に、個人情報に対する過剰な反応も見られるという状況があります。そうした中で、個人情報につきましては、法律や条例などの周知、啓発をしっかり行いまして、そういったことが確実に行われていきますように取り組んでいくことが必要と考えています。

平成20年度の取り組みとしましては、資料1の14頁をお開きください。個人情報保護法に関する説明会の開催を行っています。平成20年11月に開催していきまして、内閣府、個人情報保護室と府を中心としまして全国消費生活相談員協会にもお世話になりながら個人情報保護の概要と、そういった個人情報保護に関する相談事例について説明をしています。内容としましては、いわゆる個人情報があることによって「学校関係の名簿がつかれない」や、「要介護者のリストがつかれない」など、そういった個人情報保護の過剰な反応と一般で言われているようなことに対する説明や、あと事業者が個人情報を知った上での消費者のトラブル事例などを説明会でお話ししています。

次に、下段の府公用封筒による啓発ということで、府で作成しています封筒につきまして、人権啓発につながるような標語を入れていきますので、それも紹介させていただきます。

以上です。

## ○座長

ありがとうございます。

それでは、政策企画部からお願いします。

## ○事務局

政策企画部です。よろしくお願いします。

政策企画部の所管事業について説明します。資料1の15頁を御覧ください。

政策企画部は、府政の総合的な企画調整、高度情報化、関西文化学術研究都市の推進、調査統計業務等を所管していきまして、このうち人権教育啓発にかかわるものとして、府政の総合的な企画及び調整に関する事項があります。京都府では新京都府総合計画や新府総実現のための中期ビジョンを府政運営の指針として事業を進めていますが、政策企画部ではこれらの進行管理を所管しております。新府総では、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現を基本計画の中に目標として掲げておりまして、中期ビジョンでも同様の視点を盛り込んでおり、これらを踏まえた府政運営に努めているところです。

なお、この新府総や中期ビジョンの計画期間は平成22年までとなっていますので、その後のポスト新府総については、これまでの事業を羅列した総合計画的なものから発想を転換し、行政運営の基本理念と基本原則を示した基本条例、10年から20年を見通した京都府社会のありたい姿を描いた長期ビジョン、4～5年の基本戦略、重点施策を盛り込んだ中期計画と地域別の振興方向を示す地域振興計画の四つの検討を進めています。個別の事業につきましては、世界人権問題研究センターの支援に取り組むこととしています。

16頁を御覧ください。世界人権問題研究センターの運営助成ですが、センターは人権問題について総合的に広い視野に立った調査研究活動を展開していきまして、研究活動の充実を図るとともに、研究成果が府民に還元されるよう運営について京都市とともに助成を継続しています。

以上です。

## ○座長

ありがとうございます。

その次、府民生活部からお願いします。

## ○事務局

府民生活部です。人権啓発推進室以外の府民生活部関係について説明させていただきます。資料1の17頁から25頁にかけて掲載しています。

府民生活部につきましては、男女共同参画の促進、それから安心・安全なまちづくり、あるいは青少年の健全育成といいますが、いわゆる府民生活に関することを主に所管しています。加えまして府の機関として消防学校を設置し、消防職員などの研修に努めているところです。いずれにしても人権の尊重される社会の実現ということが極めて重要なことでして、具体的な施策の推進とともに正しい知識、認識等を持っていただくための啓発が非常に重要と考えて事業に取り組んでいるところです。

それでは、まず犯罪被害者支援について、18頁を御覧ください。犯罪被害者支援につきましては、平成19年度に発足いたしました京都府犯罪被害者サポートチームの取り組みを中心にしまして、公共、民間、そういった垣根を越えた総合的なサポート体制の充実を図っているところです。現在、所管課であります安心・安全まちづくり推進課に設置しました専用電話により、実際に被害者の方々からの相談に対応していますほか、社団法人京都犯罪被害者支援センターへ助成をすることにより、そちらの方にフリーダイヤルの相談電話を設置し、被害者や御家族の方が相談し

やすい環境づくり、あるいはその専用ダイヤル以外の相談の環境づくりに一生懸命努めているところ。それらの相談対応については、被害者の心情に十分配慮をしまして、迅速かつ的確な対応ができるように常日ごろから相談に当たるものが福祉、医療、いろいろな関係機関との情報交換とか、連携を進めているところ。さらには、被害者を支えていくということの重要性につきまして社会全体の理解を深めていただくために府内の各市町村に設置している窓口担当者に対する研修についても取り組むとともに、そういった市町村の窓口等、共同で講演会や研修などを実施し、地域レベル、住民レベルでの理解の促進に努めているところ。

続きまして、男女共同参画社会の取組について説明をさせていただきます。資料は19頁から24頁にかけて掲載していますので、その中の主なものについて御説明させていただきます。男女共同参画社会づくりにつきましては、女性を取り巻く各種の条件整備とあわせて男女共同参画社会の推進に対する啓発が非常に重要と考えています。そういった観点で女性を中心に幅広い府民の参画、それから協働実施ということによりますKYOのあけぼのフェスティバルを開催しまして、そういう活動の相互交流、紹介に努めるとともに、府内で活動されている功績の著しい個人の方や団体の方を顕彰する京都府あけぼの賞なども実施して、意識啓発に取り組んでいるところ。

また、府民の学習、研修の場として20頁に書いていますKYOのあけぼの大学、あるいは女性国内交流研修事業を通じて男女共同参画の推進を周辺周囲に広く働きかける担い手づくり、担い手の育成に努めているところ。

また21頁下段の方に掲げています女性相談事業につきましては、特にドメスティック・バイオレンス対策として平成15年度から専門相談電話、DVサポートラインといったものを設置いたしまして、専門のカウンセラーが被害者の相談対応等を行っているところ。

また22頁に移りまして、それ以外の、いわゆるDV、ドメスティック・バイオレンス対策として、特にDVの防止啓発について、平成20年度は府内北部、南部4カ所でDVを考える集いを開催するとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護、自立支援に関する計画に基づき、多言語に対応いたしますDV啓発カードを9万部作成し、病院、スーパー、銀行といった人の目に触れやすいところに設置するとともに、最近の課題となってきましたデートDVに対応していきたいということも考え、大学等にも設置をするようにしているところ。

次に青少年関係について説明をさせていただきます。資料は25頁です。青少年社会環境浄化推進ですが、青少年を取り巻く社会環境の浄化の取組につきましては、昭和56年に青少年の健全な育成に関する条例を制定しました。一定の青少年に害のあると思われる営業等に関して規制をか

けてくるとともに、地域住民の自主的な参加を促しまして、健全育成環境づくりに努めてきたところですが、条例につきましては、社会環境の変化に伴い、その時々に必要な改正を行い今日に至っています。特に平成20年度につきましては、出会い系喫茶の営業に対して、青少年の入場を禁止するといったことを柱とした改正を行っています。今後とも条例を基本にしまして青少年に有害な環境、あるいは図書類、こういったものを規制していくとともに、店舗等に対しまして点検、指導に、いわゆる立入検査や立入調査に入るなどし、多方面から青少年の健全な育成環境づくりに取り組んでいきたいと考えているところです。

## ○座長

ありがとうございます。

それでは、文化環境部からお願いします。

## ○事務局

文化環境部です。文化環境部、資料1の41頁を御覧ください。

文化環境部につきましては、私立学校とか宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進やスポーツ及び生涯学習の推進に関する事等を所管してまいりまして、それに関する人権教育・啓発事業等を総合的に行っているところです。

42頁を御覧いただけますでしょうか。具体的な事業の内容について御説明をさせていただきます。人権教育資料の作成につきましては、私立学校における人権教育の推進のために人権教育資料を作成いたしまして、府内の私立学校・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校の全部の教職員にわたるよう6,000部を配布させていただきました。私立学校につきましては、国とか地方公共団体が設置する学校ではありませんので、独自の建学の理念により設置・運営されています。行政としまして私学の教育内容に踏み込んであれこれと具体的指示をしたり、強制をしたりすることはできませんが、人権尊重の精神につきまして教育の基盤の一つであるということは間違いありませんので、私立学校の人権教育のさらなる充実を図るために支援を行っているところです。平成20年度につきましては4年前に作成しました人権関係の法令集を更新しますとともに、新たな重要法令等を掲載するなど、系統的に整理したところです。

続きまして、その下段、京の府民大学の開設事業ですけれども、府民の自主的な生涯学習を支援するために、府、また府教育委員会、市町村、市町村の教育委員会、大学、短期大学などが実施しています生涯学習関連の講座を京の府民大学ということで整理・体系化をいたしまして、イ

インターネットホームページであります京のOWNネットなどにより講座とか共通情報、イベント情報、施設情報、団体グループ情報、人材の情報などとともに、さまざまな情報を広く府民に提供しているところです。昨年度につきましては、全1,171講座のうち人権大学講座などの人権教育・啓発関連の50講座の情報を提供させていただき、延べ2,567人の方に受講いただいています。府民の人権に関する意識啓発に寄与しているところです。

続きまして43頁、44頁、府立医科大学、府立大学の事業についてです。両大学の人権教育事業につきましては、医科大学、府立大学につきましては昨年4月に公立大学法人として新たに出発したところです。事業主体につきましては府から法人へと変わったところですが、人権研修や啓発につきましては、引き続き京都府と緊密な連携のもとに実施を行っているところです。

府立大学の人権教育事業につきましては、府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るために人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施しているところです。定期的に学習内容の見直しを行いまして事業内容の充実改善を図っています。

医大の人権教育事業につきましては、医大の看護学科、医学科の学生の人権尊重意識の高揚を図るために人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を表記のとおり実施しているところです。

文化環境部につきましては以上です。

## ○座長

ありがとうございます。

それでは、健康福祉部からお願いします。

## ○事務局

健康福祉部の所管事業について説明させていただきます。

資料につきましては、そのまま続きで資料1の45頁からになりますが、健康福祉部については、その所掌事務にありますように、保健・医療・衛生・福祉などを担当してまいりまして、対象となる人権の分野としましては、患者さんや障害のある人、あるいは高齢者、子どもといったような分野が人権の対象になってくるかと考えています。具体的な事業について説明をいたしますが、頁をめくっていただきまして、46頁以降で順に説明させていただきます。

まず、46頁の子どもの人権についてですが、児童虐待が子どもに対しての大変な権利の侵害だということで、社会全体で取り組んでいただくということが必要ですので、11月の児童虐待防止月

間を中心に、オレンジリボンキャンペーンということで、進めさせていただきましたが、昨年度は京都サンガと連携したり、鉄道事業者とタイアップするなどして啓発を行ったところです。

次にその下段、患者さんの分野となりますが、患者さんにつきましてはエイズという病気の予防やそれを正しく理解していただくということで、12月のエイズ予防月間を中心としてパンフレットの配布など、さまざまな啓発活動を行っているところです。

次に47頁上段のハンセン病ですが、ハンセン病につきましては、既にらい予防法が平成8年に廃止されてはいますが、いまだに偏見や差別が完全には払拭されてないところがありますので、その正しい知識の普及啓発を行っており、6月の第3週にハンセン病を正しく理解する週間の中でポスターの配布やパンフレットの配布を行っていますが、パンフレットにつきましては、府内のすべての高校3年生に配布することによって、病気そのものについての理解や思いがない若年層に啓発を普及していくということに努めているところです。

次に中段、関係団体と連携した研修ですが、これについては後ほど説明させていただきます。

47頁の下段から、障害の分野ということについて説明させていただきますが、障害者の関係につきましても12月の第1週の障害者の週間を中心に啓発活動を実施していきまして、障害者に対して正しい理解を深めてもらうということで、シンボルマークの普及や啓発ポスター、体験作文コンクール等を実施いたしました。具体的にはシンボルマークにつきましては、福祉のまちづくり、またこの後説明させていただきますユニバーサルデザインといったような考え方をとしまして、そのマークを府民に理解していただくようにメディアを活用して広報、啓発いたしました。障害者のつどいにつきましては11月26日に800名を超える多くの方の参加を得て啓発を行ったところです。その後に挙げていますふれあい広場、とっておきの芸術祭、車いす駅伝競走大会などにつきましても多くの障害者自身の参加と府民の参加、また府民の応援といったものを得て府民に定着しつつ啓発に努めているところです。

49頁の最後段の社会参加促進事業につきましては、こちらも多くの府民の方からいただいたものや福祉機器を展示して啓発を実施しているところです。

50頁からは高齢者を対象にした事業ですが、高齢者やその家族からの相談ということで、高齢者総合相談センターで一般相談、専門相談を実施しているところです。

また、高齢者の権利擁護のために虐待、最近特に問題になっている高齢者に対する虐待でありますとか、認知症に対する成年後見、こういったことについての十分な普及を図るということと虐待を防止するというこのために関係者と意見交換や調査研究事業を行っているところです。

最後に50頁の最終段、医療安全相談コーナーの設置ですが、これにつきましては、患者さんと

いうカテゴリーにはしていますが、患者さんだけでなく、病気の心配をされておられる府民の方にも医療情報を提供することで医療の質を上げ、また患者さんや府民の権利を守るということで取り組んでいるところ、昨年からはインターネットでよろず相談という形で立ち上げまして、インターネットでも見られるようにさせていただいたところです。

次に研修の関係ですが、資料2にもありますように、健康福祉部では医療関係者、社会福祉関係者、その他多くの関係団体に対して、人権意識の高揚を図るために研修や出前講座を行っているところであり、御紹介させていただきます。なお、資料2につきましては御覧おきください。よろしく申し上げます。

以上です。

## ○座長

どうもありがとうございました。

では、商工労働観光部からお願いします。

## ○事務局

商工労働観光部ですが、資料1の51頁からになっています。商工労働観光部は平成20年度から旧商工部と旧府民労働部の労働部門が統合してできた部で、産業の振興と雇用対策を一体として取り組んでいます。こうした中、人権の取り組みにつきましては府内の企業、商工関係の団体さんに対して実施をしているところです。企業や商工関係団体がみずからの職場内だけではなくて、府民生活や地域社会とのかかわりを持っているということから考えますと、人権の尊重される社会の実現に向けて取り組む必要があるということと、そのためにも役職員の一人一人が人権の尊重にかかる正しい理解と認識を深め適切な行動をとることができるように意識の向上を図る必要があると考えているところです。そうした考えのもとに、府内の企業の代表者、あるいは商工団体の役職員を中心にした研修会の実施やあるいは人権啓発の事業を進めている状況です。

具体的な事業として、まず52頁の公正採用選考啓発事業ですが、これは企業が行う採用選考に当たって広く啓発をしていこうという事業で、ポスターを作成したり、新聞意見広告を作成、あるいはテレビスポットを流したり、J I S規格の履歴書の配布を行ってしまして、企業に適切な採用を行っていただけるように広く啓発をしているところです。

次の中小企業労働相談事業ですが、京都テルサの中に京都中小企業労働相談所を設けまして、無料で労働相談を受け付けています。また平成20年度からは「非正規労働ほっとライン」を開設

して派遣労働者の方などからも相談を広く受け付けるよう取組を広げているところです。相談件数については、特に最近の厳しい雇用状況もありまして、平成20年度の労働相談の件数が1,250件と、これは過去最高の数値になっています。

また、府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業についてですが、府が造成した福知山市の長田野工業団地、そして綾部市の綾部工業団地に立地する企業で構成する社団法人が実施する人権啓発の事業に対して府が補助するという事業です。

次に、資料2になりますが、商工労働観光部で行っている研修事業です。資料2の39頁の、企業内人権問題啓発セミナーですが、最初に説明させていただいた公正採用選考啓発事業と関連する事業ですが、労働局が主催する採用に関する説明会にあわせて、府では人権問題についての研修会を行っています。

41頁の商工業関係団体役職員等人権啓発研修会につきましては、企業の代表者、商工関係の代表者・役職員を対象にして実施している研修で、次の42頁の府営工業団地立地企業人権問題研修につきましては、先ほども少しお話ししました、長田野工業団地、綾部工業団地に立地している企業を対象に行っている研修事業です。

商工労働観光部は以上です。

## ○座長

ありがとうございました。

農林水産部からお願いします。

## ○事務局

資料1の53頁をお開きください。農林水産部としましては、農村漁村地域における日常生活の中でしっかりと人権意識が根づくように地域活動や日々の生産活動の場から人権尊重の意識を行っていかうということとあわせまして、農山漁村社会における女性の能力発揮、それが評価される環境づくりなど、男女共同参画の推進をしているところです。

54頁を御覧ください。具体的な事業ですが、一つは農林漁業関係団体役職員人権啓発研修補助がありますが、これは農業なり漁業、森林の中央会なり、連合会が行っています研修会、あるいは啓発資料の作成等に補助を行っているところです。

それから農村女性育成事業ですが、これは農村漁村で活躍する女性をテーマにいたしまして写真コンクールを毎年開催しています。この結果を作品展示とか、啓発ポスターの作成に活用して



います。

それから資料2の43頁の研修事業ですが、府内の農林漁業関係団体職員の人権啓発の推進を目的といたしまして、研修会を毎年開催しているところです。20年度につきましては、近年、社会的な問題となっております携帯電話やインターネットの持つ匿名性を利用した「いじめ」をテーマとして、実際に相談・指導業務に携わっておられる先生にお話をいただくことで、より理解を深めていただいたところです。

以上です。

## ○座長

ありがとうございました。

次に建設交通部からお願いします。

## ○事務局

建設交通部の関係ですが、資料1の55頁です。建設交通部の所管事務につきましては、ここにありますように道路、河川、公園等の公共施設の整備、その管理、それと府営住宅の整備、管理及び入居事務、福祉のまちづくりの推進などといった社会基盤整備を行っています。こうした基盤整備に当たりましては、多数の府民の方が利用される施設のバリアフリー化の推進など、だれにも優しいまちづくり、施設づくりに努めています。また一方、建設業の許可、宅地建物取引業の免許といった事務もありまして、これらの関係者に対する研修事業を実施しているところです。

資料2の44頁をお開きください。建設業者人権啓発研修です。建設業というものは地元の雇用を支える重要な産業です。こうした事業者、従業員を対象に研修会を毎年実施しているもので、平成20年度につきましては、ここにありますように北部地域、それと南部地域ということで、情報化社会と人権というテーマで安藤先生の御講演をいただきました。ここに挙がってますように研修効果としていろいろと新しい考えに感動したといったアンケート結果も寄せられています。

次に45頁の宅地建物取引業者への人権啓発です。宅地建物の関係ですが、これは取引の公平性を担うものですので、人権意識を初めとした高い倫理観を持ってその職務に当たっていただく必要があります。業界が例年実施されています自主研修会や宅地建物取引主任者証の交付を受ける際の研修時にあわせて関係者に対して啓発を行うということを実施してまして、ここに挙げてますように昨年10月に北部地域、それと京都市内、さらに協会内での研修といったことで業者、さらには取引主任者を対象に研修を実施しています。

建設交通部は以上です。

## ○座長

ありがとうございました。

それでは、警察本部からお願いします。

## ○事務局

警察本部の所掌事務につきましては、資料1の65頁を見ていただきたいと思います。

資料1の66頁から、研修以外の事業については大きく三つ挙げています。

一つ目が犯罪被害者支援として、「被害者の手引」等の作成・配付を行っており、支援の対象となる被害者等に対して配付しています。次に捜査過程における被害者の二次的被害の防止として、指定被害者支援要員制度を設けており、警察署等に配置されている被害者支援要員が、犯罪被害発生時から必要に応じて被害者等をサポートしています。その他、被害者支援に係る体制強化として、研修会の実施や執務資料の配付により、犯罪被害者支援に必要な知識等を各職員に教育しています。

次に67頁です。被害少年等に対する支援として、少年の相談事業の充実を図るため、面接相談や電子メールを活用した相談を実施しています。24時間対応の相談電話、『ヤングテレホン』を開設しています。北部地域に対する対応として、少年サポートセンターに配置されている臨床心理士が北部に赴き、相談等の対応を行っています。

次に68頁のサイバー犯罪対策ですが、関係機関と連携してインターネット・セキュリティ対策学校連絡会等を通じて、サイバー犯罪の未然防止について啓発に努めています。また、サイバー犯罪に対する相談への対応として、平成20年中は、1,688件を受理しています。

その他の研修については、資料2の22頁から31頁を御覧ください。31頁にあります高齢者交通安全教育指導者研修会では、高齢者の交通安全教育に携わる職員や交通ボランティアに対して、高齢者や身体障害者の交通上の特性や保護に役立つ情報を提供するため、京都市内と京都府北部で研修を2回実施しています。

警察本部は以上です。

## ○座長

ありがとうございました。

それでは、最後、教育委員会からお願いします。

## ○事務局

教育委員会の事業について説明させていただきます。

資料1の57頁を御覧ください。教育委員会の所管事務としましては、学校教育と社会教育となっておりますが、教育委員会におきましては、新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえて毎年度「人権教育を推進するために」を策定しまして、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進することとしています。

それでは具体的な事業について説明します。58頁及び59頁を御覧ください。人権教育の研究指定事業についてですが、文部科学省の事業で58頁が人権研究の指定校事業、59頁が総合推進地域事業の2種類があります。58頁の研究指定事業につきましては、2年間の指定事業で平成20年度、21年度の2年間、府立城陽高等学校において「全校体制で取り組む人権教育」を研究主題として取り組んでいるところです。

59頁の総合推進地域事業は3年間の指定事業で、18年度から20年度まで木津川市の木津中学校区の3小学校、1中学校を中心として学校・家庭・地域とが連携して、地域全体で人権意識の向上を図るための研究に取り組んだところです。

続きまして資料の60頁を御覧ください。人権教育の資料作成ですが、二つありまして、一つは人権教育指導資料の作成と、もう一つが人権教育進路保障資料の作成です。上段の人権教育指導資料は、平成17年度から5カ年計画で児童・生徒の発達段階に応じた人権学習資料を作成してきて、昨年度は中学校編を作成しました。今年度につきましては、高等学校編の作成に現在取り組んでいるところです。

下段の人権教育進路保障資料の作成につきましては、援護制度一覧を作成するもので、経済的理由で児童・生徒が希望進路を断念することがないように、国、府、市町村等が実施している事業を掲載しています。本懇話会の委員の皆様方からも御意見をいただきまして、平成19年度からは外国人の児童・生徒の就学保障の観点から、英語版、中国語版、韓国語版をホームページに掲載しています。

続きまして、資料の61頁を御覧ください。学習教材・啓発資料整備についてですが、学校、地域社会、職場等で人権について学ぶことができるように学習教材・啓発資料を整備するもので、視聴覚教材といたしまして平成20年度末で16ミリフィルムを199本、ビデオを287本、DVDを2本保有し、貸し出しを行っております。昨年度はビデオで192本の貸し出しを行いまして、延べ

約6,800人の方が視聴されたところでした。

続きまして、資料の62頁を御覧ください。森と小川の教室推進事業についてですが、南丹市にあります、るり溪少年自然の家、南山城村にあります南山城少年自然の家を活用いたしまして、自然の中で障害のある子どもと一緒に共同生活を行う事業として、参加した子どもたちやボランティアで参加した高校生、大学生においては、この活動を通じて互いに多様な立場を理解し、支援する心等が養われる機会となっています。

続きまして、資料の63頁ですが、京のわくわく探検推進事業です。京都府の独自事業で人間性豊かな青少年の育成を目指して障害のある子どもと一緒に地域でさまざまな体験活動を行うことによって、地域社会全体で子どもを育てる環境の充実を図ろうというもので、昨年度は八つの市町村教育委員会から推進いただいた団体等に委託しまして、さまざまな取り組みを、京都らしい体験活動を実施していただいたところです。

最後、資料の64頁ですが、トータルアドバイスセンター事業です。この事業は、不登校やいじめなどの学校教育に関することや子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く子どもやその保護者等に対しまして電話、来所、巡回による相談を実施しているところです。電話相談については、平成19年1月から24時間に拡充しているとともに7月からは本懇話会の委員の皆様方の御意見もいただきまして、メールによる相談も実施しています。また、複雑で専門的なアドバイスが必要な場合は、精神科医や臨床心理士による総合教育センターや北部研修所での来所相談やお住まいの近くの教育局等での巡回相談も行っているところです。

教育委員会の事業は以上です。よろしく願いいたします。

## ○座長

ありがとうございました。

以上、それぞれ担当部局からの報告いただきました。委員からの質問、指摘について、どなたからでも自由にどうぞ、質問いただきたいと思います。

## ○委員

人権侵害というのは、予防も当然必要ですけれども、既に日常的に人権侵害が行われているように考えていいと思います。その対応が今求められていると思います。予防はもちろん大切ですが、対応支援が非常に大切だということをまず認識しなければならないと思います。今ざっと全体見せていただくと、相談や研修、意識を高めるなど、そういった啓発の部分が多か

ったですけれども、対応のところがどうなのかなと思いました。

例えば、府立大学の人権講義というのがありました。学生対象にいろいろな高い立場からの人権の問題が講義されていますが、今御存じのように、学生の間にあるのはネットの書き込みのひどさです。その学生たちにどんな講義が必要なのかとやっぱり考える必要があるだろうと思います。ネットの書き込みをどうしたら防げるのかとか、対応できるのか、あるいは傷ついた人たちをどう救うことができるのか、見つけることができるのかという対応の問題があります。

それからもう一つは、これは犯罪被害者の話です。これも今、犯罪被害者というのは犯罪に遭った時点でもう人権侵害を受けている人なんです。京都の場合は、10年前から民間や京都府でよくやっておられて、非常にいい体制だと思います。それが社会全体で支援していかなければならないときに、啓発もありますが、支援に力を入れて行かなければならない時期だと思います。それで、京都の支援センターは早期援助団体になって、実際に形は整っていますが、財政的な支援が減らされたり、あるいは支援、窓口の人たちが実際にどのように動いているのか、それをまず知りたいと思っています。そこを形や啓発だけではなく、実際に支援が求められる時代になっているということを思いました。

大学の対応については、ぜひどういうことをされているのか教えていただきたい。

## ○座長

ありがとうございます。

要するに、これまでも指摘はありましたけど、計画を立てて実施し、そのフォローアップを、できる範囲で報告に盛り込んでいただきたいと、それは改善とか次のステップへのつながりになりますので。

今の御質問にもし関連して何か委員の方でコメント、御意見ありましたら先に伺いたいと思います。

## ○委員

資料1の50頁の医療安全相談コーナーの設置ということで、相談者の満足度が81.5%とありますが、そこに来られた方は医療機関で人権を侵されたということに対する質問に対して何かのカウンセリングをされて満足度が81.5%だったのか、ただ単にどこの機関に行けばよいのか。インターネットの開始と書いてあるので、それに関連して、こういう症状があるんでどういう病院にいったらいいということに対する満足度なのか、人権に限定した内容でのお問い合わせだったか、

内容がわかれば、教えていただきたい。医療機関としてもこういう人権に対してもうちちょっと配慮しなければということの前向きに対応できるかと思うので、ぜひ教えてください。

#### ○座長

具体的な御質問ですので、関係部局からお願いします。

#### ○事務局

そのアンケートの満足度のとり方に関しましては、昨年度、後日配布ということで資料を配布させてもらったかと思いますが、例えば医療機関でインフォームド・コンセントが足りないからどうだったとか、そのことのみを取り上げたアンケートをしているわけではありませんので、医療機関の紹介も含めて事業全体としての数字です。

以上です。

#### ○座長

先ほどの委員からも質問出てますので、関係部局で答えられる問題はお願いします。

#### ○事務局

府立大学の人権研修の内容につきましてですが、大学が法人としまして定期的に人権教育・啓発の内容の見直しを行っています。委員がおっしゃいましたように、人権の予防も非常に重要なことですので、確かなに行われているネット等の書き込みに対しても、法人と連携、検討しまして何らかの講座に反映させていきたいと、考えています。

#### ○委員

その講座は、必須で学生さんが受講されるものなのですか。それとも任意で選択されて受講されるものか、教えていただけますか。

#### ○事務局

府立大学については未確認です。医大につきましては、全学生が単位を取得するという事です。

## ○事務局

犯罪被害者の関係です。委員御指摘のとおり、支援とかそういったところへしっかりシフトしていくということは、我々も十分重要性を認識しています。実際のところは府民生活部で窓口として犯罪サポート支援チームをつくり、警察の窓口や本格的な窓口なり、そういう助成金がもらえるかどうかや、そういった具体的な窓口へつないでいくといった形で、支援センターにも確かに助成させていただき事業を行っています。なかなか助成が充実していけていないというのは十分課題として認識していますので、そういう意見もいただく中で引き続き強化していく方向で検討はしていきたいと考えているところです。

## ○座長

DVなんか、リピーターというほどのものではないけど、ずっとつきまとして、この間、東京で起こったような事件になる。それを全部行政でカバーしろというのは無理な点もあるのですが、起こってから後始末より予防の方が大事だと思いますし、やっぱりその立場にならないと見えてこない問題というのはありますので、これはもう全府庁としてぜひよくお考えいただきたいと思います。

もし、委員の方でほかに質問ありましたらどうぞ。

## ○委員

今の対応に対してのことと、DVの話が出たので、ちょっとお話をさせていただきます。

実は今経済が不況になって、DVのケースもますます増えてきているのですね。そのDVにかかわった場合に、一時的に避難所がありますが、外国人は受け入れませんというところがかかなり多いですね。原因としては言葉が通じないから「ごめんなさい」と、お断りしますというところが多いので、これも何かで対応、政策をしないと本当に困るので、行政とNPOの連携もあるのですけれども、もうちょっと考え方を広くして、外国人のためにもっと考えてくださったらありがたいなと思っています。

## ○座長

避難所の外国人の受け入れ体制について、可能な範囲でお答えください。

## ○事務局

DVについては、外国人等関係なく対応しています。シェルターについては、警察施設にはありませんので、保護等が必要な場合には婦人相談所等と連携をとっています。

### ○座長

それでは、健康福祉課からお願いします。

### ○事務局

婦人相談所自体は健康福祉部の所管になっています。ただ、今おっしゃられた避難所というものになってきますと、民間団体等でやっておられる場合もありますので、ちょっとそこまでの情報は今この場では持ち合わせていませんが、婦人相談所そのものにつきましては、今、非常に、保護室が、若干手狭になってきているというようなこともありまして、現在もとの洛東病院の跡地の部分に新しい家庭支援総合センターというものの建設を進めていまして、そこでいわゆる保護室等の拡充を図っていこうということで努めているところです。

以上です。

### ○座長

言葉が分かる、分からないにかかわらず、身体的な危険というのはもうそこにあるわけだから、初めは一時的に保護して、その後、継続的にどうするか、そういう形で考えていただきたいと思っています。

### ○委員

商工労働観光部にお聞きしたいのですが、中小企業の労働相談事業で、評価として平成20年の労働相談件数は1,250件ということで、今までよりは多いとお聞きしたのですがけれども、今現状の中でこれが本当にこれで多いのかというのは妙に疑問です。これはこれで今いっぱい件数であれば、もっと周知して、こういうところがありますというようなアピールなど必要ではないかとか、それとこの相談した結果というのをもうちょっと詳しく聞かせていただければありがたいです。

### ○座長

お願いします。



## ○事務局

件数ですが、19年度709件、19年度758件ですので、20年度の1,250件はかなり増えています。

事業のアピールについてですが、担当課でチラシやパンフレットをつくっているいろいろとPRに努めているところですが、経済状況が依然として厳しいですので、改善等検討していきたいと思っています。

また、相談の内容については、労働条件、解雇、あるいは退職勧奨が多く、最終的には弁護士への特別相談であるとか、社労士への労働相談であるとか、そういった専門家にもつないで解決に結びつけるように努力をしています。

## ○委員

例えば弁護士さんを紹介されて、弁護士さんに電話したら結局お金かかることになる場合が多いと思います。

弁護士、社労士さんの相談費用について教えてください。

## ○事務局

弁護士による特別労働相談については、予約制で受け付け、非正規ホットラインでは社労士が直接来所、電話での受け付けをされており、中小企業労働相談事業につきましては、相談無料です。

## ○委員

だから、弁護士に相談しても無料ですね。

## ○事務局

この制度では無料です。

## ○委員

ほっとラインに電話をしてくださいと電話番号を教えるようになるのですか。

## ○事務局

特別労働相談については、毎月第3木曜日に京都テルサで行っていますので、事前に予約をしていただき、相談していただきます。

## ○委員

商工労働観光部について引き続きの関連ですけれども、今の世の中、実は弱い経営者の方が相談に行ける場所そのものがないのですね。したがって、労働局にしても、あるいは府の労働委員会とか審判制度とか、いろんな労使関係のトラブルを相談に来られるのは当然と言えば当然ですけど、99%と言ってもいいぐらい働かれる方ですね。この1,250件が多いか少ないか、私も判断はできないのですが、これは中小企業の労働相談ですから、しかも府の啓発ということでの教育指導ですから、対象は1,250件、ほとんど企業さん側の御相談と理解してよかったですかね。やっぱり労働側の御相談も入っているのでしょうか。そこの内訳がわかれば教えていただきたい。

また、せっかく中小企業の経営者向けの相談センター、相談場所ということですので、ぜひその中身の充実はきちっと受けとめて解決、しかも中小企業の経営者の方ですから、お金のかかる解決方法はあまり現実的ではありませんので、できるだけその中のフォローもお願いしたいと思います。

## ○事務局

1,250件の内訳ですが、労働者側からの相談が1,149件、使用者側からの相談が71件で、あとその他、不明が30件という割合になっています。

## ○座長

ありがとうございます。

## ○委員

いわゆる若者の間でのネット被害ということは、もともとの人権意識そのものの問題があります。性的暴行で被害者になった人間に対して、同じ大学の学生自身が被害者バッシングをする、いわゆるどこかで悪口を言うということが、公共の場でなされるということについての無自覚さというのがすさまじい状況で、友達にちよろちよろと言うことと、ネットで言うということは全く意味が違うのですけれども、それはやっぱりメディアリテラシーという問題があって、それは大学教育で一般論としてはやっけていても、学生自身がわかっていないというのが現状です。それ

でそういうことをやると、今度逆に自分が加害をしているのですけれども、ネットの世界というのは、そういう子たちに対するバッシングもすごいので、もうやり合いになってしまっていて、加害をやった学生が今度、つるし上げを受けたりする状況もあります。非常に若者に対するメディアリテラシーというのは緊急事態かなというふうに思っています。

それから次に、京都府の話なのですが、もう時間がないので、一々答えていただかなくていいんですけども、例えば資料1の50頁の方で、高齢者の虐待の状況について調査をしたということについて、それを受けて結局どうなされたのかということがちょっとわからなかったというのが1点。

それから要望ですが、ここに参加させてもらって結構数年になると思うのですけれども、例えば職員研修や、あるいは京都府民に対する研修をやってきていて、その検証というのは、非常に残念ながらいわゆるアンケート調査しかないわけですね。職員さんは今一人1パソコンのアドレスを持つぐらいに普及していらっしゃると思うので、パソコンを使ってのアンケート調査とかもできると思います。この懇話会も数年経ちますので、この啓発状況についてのアンケート調査を実施してはどうかと思っています。府民意識調査と職員に対する意識調査というのを射程に入れて一、二年の間に考えていただけたらと思って聞かせていただきました。

次に資料1の8頁の外国籍府民共生懇話会について、今後どのようにになっていくのか教えていただきたい。

また、資料2の41頁、43頁、44頁ぐらいに取り組みのことが書いてあるのですが、とりわけ資料2の41頁をあけていただくと、商工業関係団体役員等人権啓発研修会ということで書いてあって、20年度の参加者数335名、参加率約1.0%って書いてありました。

それと44頁になって、例えば情報化社会と人権という研修をなさっていて、南部会場では参加者が30名というふうに書いてあるんです。これが少ないのか多いのかということとか、それからさっきの参加率1.0%というのが、これが少ないのか仕方がないのかということについてお聞きしたいと思います。

## ○座長

具体的な問題だけお答えいただきます。

## ○事務局

国際課でございます。外国籍府民共生施策懇談会の関係ですが、報告書を取りまとめたのが年

度末であったというのがまず1点と、あといろいろな意見を出していただきましたが、入管の関係とか、在留の関係とか、国の施策に関することも多かったというのが1点、またその他、京都府の行政施策の中でも一定対応できるような御意見もありましたので、今、関係部局の方にこういう御意見があったけれども、何らかの対応ができないかということをお願いしている状況で、またそれをフィードバック、回答いただいて、取りまとめたいと考えています。御意見をできるだけ京都府の施策に反映できるように順次取り組んでいきたいと考えています。

## ○委員

懇話会を設けて単年度でもう終わりという形なのか、ずっと続けていかれるかということをお願いしたい。

## ○事務局

最終の年度はまだ決めていないのですが、20年度に新設しまして、今年度も同じような形で開催しています。また今年度も報告書をまとめて、それについては施策に反映できるものをさせていきたいと考えています。

以上です。

## ○座長

資料2の44頁の研修会の参加者ですが、時間が、お仕事の出られる時間に重なったのと、やっぱりPRにあんまり時間がなかったということで、これだけの差が出たということでした。

### (2) 報告事項

#### 議題3 「人権啓発学生サポーター会議について」

## ○座長

では、資料3の御説明、事務局からお願いします。

## ○事務局

それでは、報告事項の「人権啓発学生サポーター会議」について報告します。

資料3を御覧いただけますでしょうか。まず概要を1枚まとめています。冒頭にもお話をしま

したけれども、学生による学生への啓発のあり方や、手法について京都府内の大学の方から学生に集まっていただき、提案を受けるということで開始をしたものです。これまでから若者層への啓発というのが一つ大きな課題であり、そのために今年度から新規事業として立ち上げました。概要ですが、まずコーディネーターを佛教大学の岡本先生にお願いして、8大学から、1大学当たり1名から2名、14名で構成をしています。8大学ということですが、これまでからいろいろ連携を図りながらいろいろ関係を持ってきた大学から推薦をいただきまして、14名の学生に集まっていただきました。

運営につきましては、できるだけ学生自身が自由な発想でいろいろな学生同士が議論しながらテーマを絞っていろいろな意見を出していただくということで、余りこちらから意見等を言わないようにということで進めています。14名を三つのグループに分けて、それぞれの各グループで討議、議論をして提案をいただく予定です。基本的には、行政として関与しないということで進めています。進行状況を知るということも必要ですので、ネットの掲示板というものをつくっています。各学生と私どもがIDを共用し、その中でいろいろな書き込みをしていただいて、今どういう状況なのかということも把握しつつ進めている状況です。提案をいただいた内容については、また改めてこの懇話会にも報告させていただく予定にしています。

スケジュールですが、1枚めくっていただけますでしょうか。こちらにスケジュール表の左側、全体会議というところを見ていただければと思います。既に第1回のフルメンバーで行う全体会議を7月10日に実施をしています。ここで初めて学生たち14名が顔を合わせて、グループ分けをしたところです。あわせて既に私どもで取り組んでいますさまざまな人権啓発の事業についても学生の方への説明と資料などありとあらゆるものを提供して、その上でいろいろ考えていただくという会議を7月10日に開催をさせていただきました。グループ会議は7月から10月までの間に、各グループが集まって、グループ内の考え方を整理して、提案の内容を固めていっていただく会議で、今その作業をやっているところです。

先ほど説明しました掲示板にも、既に数回会議を開催しましたというような書き込みもいただいています。まだ具体的な内容までは、どのグループもたどり着いていない状況です。

リーダー会議とは、三つのグループのリーダーだけを集める会議で都合3回開催します。ここでコーディネーターの先生も含めてある程度の状況把握、あるいはアドバイスを行って行く予定です。

全体会議につきましては、7月に第1回を開催しました後、10月に第2回の全体会議を開催する予定にしまして、ここで中間発表を行います。ここで全体の意見の交換をしたり、持ち帰

ってさらに熟度を高めて提案の形をつくっていただき、最終11月に第3回の全体会議を開催して、ここで最終の提案の報告会の開催という全体のスケジュールで進めているところです。

まだ具体的な提案内容まで各グループがたどり着いておりませんので、具体的な報告ができませんが、今の進行状況、グループ会議の概要について御報告させていただきました。

それとあわせて、本日資料としてお配りをしています、きょうと府民だよりの8月号の4頁の右側の上のところ、若者の人権意識を高めるためにというくくりで、人権啓発学生サポーター会議の記事も載せています。メンバーの中で京都外国語大学の青木さん、それから伊藤さん、お二人のコメントもいただいています。このお二人だけではなくて、第1回の全体会議のときの印象ですが、非常にしっかりした学生の方に集まっていたという印象です。当初若干の不安がありましたが、それぞれ考え方も持っていますし、何かいいものができるのではないかと期待を感じている状況です。

14名の学生ですが、女性が9名で男性が5名で各学校、いろんな専攻をしている学生が集まっています。バラエティーに富んだ学生が集まっています。例えば文学部の学生や教育学部、あるいはデザイン系工学、法学、社会福祉学などいろいろな学部の学生が集まっていますので、いろいろな発想の提案をいただけるのではないかと期待を持っているところです。

学生サポーター会議の説明とさせていただきます。

## ○座長

ありがとうございました。

枠組みができているというだけでまだ中身には踏み込んでないのですけれども、そのことも含めて御質問なり提案がありましたら、委員の方からどうぞ遠慮なくお願いします。

## ○委員

これは学部生だけなのですか。院生は含まれていないのですか。

## ○事務局

お一人、修士課程の方が参加しています。あとは1回生が1人、2回生が2人、3回生が6人、4回生が4人、こういうバランスです。

## ○委員

皆さん、日本人ですか。あるいは外国人は含まれていますか。

## ○事務局

学生の皆さんに国籍までは問うていませんが、多分日本人と思います。

## ○委員

あとは、3回でどのぐらいの内容でまとめるのだろうという、ちょっと疑問に思っているのですけれども。どこまで求めるのだろうというのが、もう少し教えてくださったらありがたいです。

## ○事務局

全体会議を3回ということで、提案内容を固めるには3回では難しいと思われるかもしれませんが、基本的にグループ制であり、それぞれのグループがグループ単位で活動していますので、提案された内容がそのまま施策に反映できるようなものが出てくるかどうかはわかりません。また、そこまで求めてはいません。このグループ会議の中で自由な発想で、実現の可能性、不可能性ということを余り考えずに、とにかく一度まとめてくださいと説明しています。どこまでのものが出てくるか、今の時点ではわかりませんが、進行管理はしっかり行いながら、リーダー会議を全体会議の中に3回挟むようにし、そこで少しアドバイスできるところはアドバイスしつつ、できるだけ熟度の高いものを出していただきたいと思っています。

## ○委員

いろいろな会議をするときに、学生だけに任せるか、あるいはたまにはゲストとか呼んで来て、もっと学生たちに人権に対する教育もさせるということもありますか。

## ○事務局

ゲストについてはリクエストがあれば考えますが、今のところ具体的に要望はありません。学生の方には、人権というのは幅広いし、学生たちが困ったり、苦勞したり、また、それぞれの学生の認識がなかなか一致しないということで、私どもに、一度グループ会議に参加してほしいなど、リクエストがあればどんどん参加しますと伝えていきます。こちらが指図はしないですが、求められればいつでも参加できる体制は考えています。

## ○委員

ありがとうございます。

## ○座長

例えば、これはもう既にやっておられるけど、人気歌手を呼んできてコンサートをやれとか、財政的にどこまでやってもいいと、そういう提案もされていないのでしょうか。

## ○事務局

そこまでのところも言っていない。あまり最初から枠をはめ込んでしまうと、自由な発想を阻害してしまう恐れもありますので、極端なものは別ですが、とにかく自由な発想で考えてくださいというところからまずはスタートしています。

## ○委員

多少関連するかもしれませんが、これは望むのが無理かもしれませんが、人権啓発学生サポーター会議という名前で参加いただける学生さんのイメージが、私個人とすると非常にしっかりした、平均レベルより問題意識の高い方かなと思います。この10数名の学生さんの意見だけでも出していただけるということは非常に貴重なのでお願いしたいのですが、願わくばこの方々が、例えば学生平均的な、この問題に対する認識がどのレベルか、このグループの方とそれ以外の学生とのギャップがどれぐらいあるのか、ないのかということも、せつかくやられるのなら、このあたりも酌み取れるようなグループ会議みたいなことはできないかなと思います。冒頭申し上げたように、ちょっとそこまでのことを言うと無理かなと思いますが。

と申しますのが、次のユニバーサルデザインのところもそうなんですけど、こうしていろいろな府の各部署ごとの対策とか、それから対処の仕方ということで人権啓発されていますが、例えば子どもさん向けの人権教育ということで、ここでいろいろな教材をつくられて、実際は各学校の先生方にお渡しになって、先生方が子どもさんに対するいろいろな啓発活動とか、いろいろなことを実際はやられるわけですね。それで、例えばここの府のこの部署の皆さん方の意識ほど中間に立つ人やら、あるいは最終的に人権問題を教育なり、あるいはいろいろな指導として受ける方々の意識とのギャップがやはりあるのだらうと思います。座長が冒頭に言われたのと全く別の意味かもしれませんが、何となく人権が尊重される世の中をつくらなくてはいけないから、



そのためには京都府はこうしますという形でもって、正しいですけど、人権を守らなければいけない社会という前提条件の理解が余りにも広い。非常に問題意識の高い方々とそうでない残念な方々があるように思います。訴えかけるのはそうでない方々に耳をかしていただくということになるので、そのギャップがもう絶望的にあるという前提でないと、対応していても、マニュアルどおりになってしまうのではないかという危険があります。だけどそんなことを言っても始まらないので、今この人権啓発学生サポーター会議で、そのあたりの意味合いも含めて、この方々の言葉を通じて結構ですから、一般学生さんの意識とか難しさみたいなものをぜひ1項目入れていただけたらと思います。

## ○座長

ありがとうございます。

ほかの委員からも、これは恐らくこの段階では意見・要望が中心になるとは思いますけれども、そういう言い方はなんですが、とにかく海のものとも山のものともわからない。しかし動き出す、そのことには意義があるということですね。

## ○委員

今まで若者をターゲットに何らかの形の人権啓発をした方がいいと、この会議でも何度も言ってきて、何かそういう登録制度をやって700人、800人とやったけれども、もう一つうまく動いてない。そのような中、新しい形に変えてみようという小さな試みとして、次世代を担っていく若者をどうターゲットにするかということで、主体的に動いてもらうシステムとして、枠にはめずに出発した会議とのことですが、私たち自身もこの大きな会議で一体どこに焦点を当ててしゃべっていいのか、大人でそれなりに立場を持つて人間でも何をどう言ったらいいのか分からないですよ。それが、若者にとってみれば、たまたま出会った人間同士で、どこからどうしゃべっていいのかということもあるし、少し困ると思うんですね。だから、そういう意味ではもうちょっと枠を狭めてあげて、例えば学生はイベントが大好きなので、ヒューマンフェスタみたいな形のイベントで、文化祭とか学園祭みたいな形で集まってこうしようという形でやることは得意な分野だと思います。そのときに有効な人権フェスティバルというのは何なのかとか、ある程度やっぱり枠を狭めてあげないとちょっとやりにくいんじゃないかなというのが私の印象として持っています。今年やってみて、来年もうちょっと人数を増やして人権フェスティバル係、ラジオ番組係みたいな、若者をターゲットにやっていることを人権啓発に関して若者に任せていく、若者

の感性で創っていってもらおうというような、もうちょっと枠を狭めた形でいろいろな人数でやっ  
てもらおうのもいいのかなと思いました。

## ○座長

ありがとうございます。

ほかに御意見あれば、もう御自由にどうぞ。やるからにはやっぱり意味のあるレスポンスが返  
ってくるように、それと自主性を損なわないという難しいバランスが要求されると思いますけど、  
この日程表である11月と言えば、恐らくこの次我々が会合するころにはもう少し具体的なものが  
御報告いただけるのではないかと思います。今日出た意見を御参考にしていただけたらと思いま  
す。

## 議題 2 京都府ユニバーサルデザイン推進指針の策定について

### ○座長

それでは、最後、ユニバーサルデザインの問題ですね、これも府の方からお願いします。

### ○事務局

それでは、議題の4番目の、京都府ユニバーサルデザイン推進指針の策定について報告させて  
いただきます。資料4を用意していますので、御覧ください。

前回3月26日の懇話会で中間案について報告させていただきました。その後、3月末から約1  
カ月間、パブリックコメントを行いまして、そこで出てきた意見等も踏まえながら最終6月3日  
にユニバーサルデザイン推進指針の検討懇話会を開催いたしまして、そこで最終案をまとめた  
ところでした。最終案につきまして、京都府議会に報告し、過日、知事の了解も得ましたので、報告  
させていただきます。

まず、推進指針のタイトルです。この資料4にありますように、今回タイトルは、ユニバーサ  
ルデザイン推進指針ですが、少しユニバーサルデザインという言葉自体がわかりにくいというこ  
とで、何かわかりやすい言葉で表現した方がよいと検討懇話会でも意見をいただき、最終的にみ  
んなでつくる「あったか京都」指針、ユニバーサル社会の設計図という名称にしました。指針全  
体の構成につきましては、中間案で説明させていただいたものと大きく変わりありません。この  
資料4に指針の全体もつけています。その目次のところにあります、第1章がユニバーサル社会

の推進に向けて、第2章がみんなで作る「あったか京都」、第3章が「あったか京都」の実現に向けた取組、そして第4章として「あったか京都」の実現に向けた推進のしくみということで、この大枠は中間案のときと同様です。

この指針の目指しますところは、この第1章第1節に策定の趣旨ということで書かせていただいています。ここがかなり人権尊重の考え方とも重なってくる部分ではないかと思っています。例えば、まず最初ですけれども、京都府では一人一人のさまざまな特性、多様性を認め合い、お互いに尊重しあいながらだれでも安心して快適に過ごすことが当たり前に行える社会、持てる力を発揮して自らの意志で行動し、参加することができる社会「ユニバーサル社会（ユニバーサルデザインの考え方を基本とする社会）・京都」の実現を目指しています、といった考え方で一人一人を大切にする優しく温かい心で支え合う社会「あったか京都」を府民みんなの参画と協働で実現するための設計図という形でこのたび「あったか京都」指針（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）を策定することとしたと掲げています。

中間案からの変更点で大きなところを説明させていただきますと、資料9頁の一番大切なこの推進のための基本的な姿勢というところがあります。こここのところで4点、四つの姿勢によって支え合い共に生きる心と府民の参画・協働で「笑顔あふれるあったか京都」の実現に取り組みますということにしてますが、この四つの姿勢を前回よりはもう少しわかりやすい表現に変更いたしました。それと京都らしさをどこかに盛り込んでいきたいということで、ここに追加をしています。例えば一番最初、支え合い、共に生きる心を大切にしますという表現にし、ここで相手を思いやり困っている人には気軽に声をかけるなど、支え合い、共に生きる心でより多くの人々が参加したり活動したりすることが大切ですということの一つ挙げています。

その次には、府民の参画と協働で進めますということで府民の積極的な参画とともにそのための仕組みづくりが大切だと、こういったものを大切にしていこうということを基本的な姿勢の二つ目に挙げています。

三つ目の姿勢が、京都の伝統文化や地域の特色を大切にしますということで、例えば京都での「かどはき」や、「地藏盆」といったような地域での暮らしを大切にする習慣とか、子どもを大切に育む心とか、そういった長年培われてきた京都の伝統や文化に根差す地域性、京都が誇るものづくりなどユニバーサルデザインの考え方に活かすことが期待されていますということも基本的な姿勢に挙げています。

四つ目の最後です、継続的な取り組みで改善・進化しますということで、ユニバーサル社会を進めていくにはこれでゴールだということではなくて、常にもっとよくすることはできないか、

よく言いますPDC Aサイクル、計画・実行・点検・見直しというようなことを常に考えながら、よりよい、よりユニバーサルな社会を築くために常に改善・進化を続けていく、スパイラルアップしていくということを大切にしていきたいと考えています。

それからもう1点、特に大きく変わったところですが、12頁の第3章の「あったか京都」の実現に向けた取り組みの中の第1節、幅広い分野での取り組みというのを挙げています。他府県でもこの指針は策定されていまして、それでも同じようにいろいろな分野ごとの取り組みを掲載されていますが、どうしてもユニバーサルデザインということで、ものづくりとか、まちづくりとかいった形のあるものをつくるということに重点が置かれていまして、中間案でもものづくりとかまちづくりといった分野を先に挙げていましたが、今回最終案では「ひとづくり」というのを一番大切にしたいということで一番目に持ってきました。これは府民の方、関係団体の方などにアンケートをとった結果の中にも人づくりを大切にしてほしいというような御意見もありましたので、まずは「ひとづくり」ということを1番目に挙げています。その後、だれもが社会に参加できるということも大事にしていきたいという思いがありますので、2番目に社会参加ということで挙げています。

以降、情報・サービス、まちづくり、ものづくりといったいろいろな面でのいろいろな分野で取り組みを進めていくということにしています。

その後、16頁からはさまざまな主体による取り組みとして、今のいろいろな分野の取り組みを主体ごとに分けて考え、京都府、市町村、それから事業者、NPO等の団体、それから府民の方の順で掲載をしています。ここにつきましては若干議論がありました。やっぱり京都府が一番に来て京都府として進めていくというよりも、府民の皆さんの参画で進めていくということが大切なので、府民を一番に持ってきてはという御意見もいただきましたが、まずは指針をつくりました京都府が、京都府としてきっちり進めていくという決意もありまして、1番目に京都府を持ってきたところでは。

推進指針の策定をいたしまして、今後の推進として、21頁の推進の仕組みになりますが、まずは府民の方との協働による推進体制をしっかりとつくっていかうと、それからもう一つ京都府としても推進体制をしっかりとしていこうと考えています。府民の方との協働による推進体制といいますのは、まずは現在あります京都府福祉のまちづくり推進協議会、どちらかと言うとバリアフリー、福祉のまちづくりを中心にこれまで活動を進めてきた団体がありますが、ここをもうちょっと発展的に見直してバリアフリーや、今の高齢者や障害者だけではなく、もっと幅広い対象・分野で普及啓発活動を進めていくような組織として見直しをしたいと考えています。

それからもう一つ府民との協働の推進体制ですが、学識経験者とか専門家によって構成されたユニバーサルデザイン推進指針委員会のようなものを組織しまして、そこでユニバーサルデザインの推進状況の点検なり評価などをしていただけたらと思っています。

それともう一つ、京都府の推進体制ですが、これにつきましては京都府も今は健康福祉部で進めています、健康福祉部だけではなく、全庁的な推進が必要ということで全庁的な推進組織をつくっていきたくて考えています。それとともにそれぞれの職員一人一人がユニバーサルデザインの考え方をしっかり身につけて、それによって自分のしている仕事をしっかりと点検・改善していくという考え方をしっかり持っていただきたいと思っていますので、行政経営品質向上の視点による行政施策の点検と継続的な改善進化ということでもこれから進めていきたくて考えています。

指針ができ上がったわけですが、当面の取り組みとしましては、まずはユニバーサルデザインということ府民の皆さんに知っていただくことが必要だと思っています、先日、人権啓発推進室と連携し、ポスターを作成いたしました。まずは見ていただいてユニバーサルデザインということ覚えていただく必要があるかと思い、そのポスターと、それと同じ内容で新聞広告を行いました。また10月の人権啓発フェスティバルでもユニバーサルデザインをテーマとした講演会を予定しています。そのほかにも、先ほどありましたように、府民だよりも指針の策定について掲載しており、とにかくユニバーサルデザインについて皆さんに知っていただきたいと取り組みを進めているところです。ユニバーサルデザインの考え方は、まさに人権尊重の考え方でもあると思っていますので、今後とも連携していろいろと進めていきたくて考えています。助言と支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明とします。

## ○座長

ありがとうございました。

ユニバーサルデザインは、もともと箱もの、建物とか、道路とか、交通、形のあるものでイメージされやすいですが、そうじゃなくてなぜそうするかという根本の哲学も、だれにとっても使いやすいというか、そこが大事です。そういう意味ではこういう事業をこういう形で始められることは意味があると思ひますけども、どうぞ、各委員から御自由に。

## ○委員

言葉もユニバーサルデザインにしてほしいなと思います。常にわかりにくいという言葉がありましたけども、わかりにくいじゃなくて、使うべきじゃないと思います。それがユニバーサルデザインの社会だと思います。この中にリーディングプロジェクトとか、バリアフリーだとか、ノーマライゼーションとかいっぱい出てきますね。スパイラルアップとか、これこそユニバーサルデザインじゃない文章ですね。自己矛盾を起こしておられると、私はこれは大事なことだと思っています。今、裁判員裁判も始まりました。あれで画期的なことは、弁護士や裁判官だとか、検事が使う言葉を優しく、私たちにもわかる言葉にしたこと、物すごく革命的に大事なことなんですよね。例えば法律用語で、未必の故意とか、冒頭陳述という言葉があります。彼らの日常用語なんですよ。ユニバーサルデザインという言葉覚えてくださいということは、冒頭陳述という言葉、皆さん覚えてくださいということと同じではないでしょうか。というのは、今、役所から出てくるのは、片仮名がものすごく多い。これから高齢社会ですが、ユニバーサルデザインの社会を一番欲しておられるのは高齢の方だとか障害を持っておられる方です。そういう方たちを含めた社会づくりなら、10人のうち1人でもわからない言葉があったら使うべきでないし、半分しかわかってないのに使うというのは、はっきり言ってユニバーサルデザイン社会に反すると私は思っています。これは意見です。

## ○委員

委員のおっしゃったことはそのとおりだと思いますが、ちょっと個人的にはあえてそれでもやろうとされていることはぜひ実現していただきたいということをもた同様にお願いしておきます。

それで、おっしゃったとおり、やっぱり私難しくて、これどこまで進むのかという不安もあるんですけど、御説明の中にありましたように、これは健康福祉部一部署の取組のお仕事とは思いません。やっぱり各部署を越えて京都府として京都府民のための社会づくりの方向性の一つを提示されようとしていると評価させていただきます。大賛成なので、ユニバーサル社会の方向をぜひ実現してもらいたいと思います。

1点質問ですが、資料1の健康福祉部のところで出てまいりました、シンボルマークの普及ということで資料1の47頁で報告があったが、このシンボルマーク、その話とこれとは連動しているのでしょうか。また、あれは別のシンボルマークですか。

ちょっと関連で申しますと、いただいた資料4の1枚目の取組の枠組み、イメージが下の方に入ってますね。真ん中に「あったか京都」というハートマークがあるんですけど、これは意識されたデザイン、シンボルマークのように使おうとされていることなのかどうかということもあわ

せてお願いします。

## ○座長

答えをお願いします。

## ○事務局

資料1のこの「あったか京都」というこの絵は、特にシンボルマークとして決まったものではなく、わかりやすく表現したものです。

資料1の障害に関するシンボルマークというのは、ユニバーサルデザインというよりも、その前のバリアフリーの関係などいろいろ障害者関係のシンボルマークができていますので、それについて進めていこうということで挙げさせていただいている部分です。

## ○座長

わかりました。

ほかに、どうぞ、御自由に。

## ○委員

ほかの委員の皆様と同じように、一定、評価できるものになっているかと思います。

あったか京都の指針というのは、例えば京都市でもユニバーサルデザイン推進条例というような言い方、ほかの府県でも条例という使い方をしていますが、条例という形をとられるのか、指針というのと性格がどう違うのかということの一つ教えていただきたい。

あと、前回にも申し上げていますが、国連で障害者権利条約が採択されまして、今50カ国を超える国が批准をして、日本もその批准に向けた準備をしなければいけないというような状況になっているようですが、その権利条約にあわせて障害者差別禁止法の制定の動きが各国で出てきています。これと連動するような形で各都道府県で障害者差別禁止条例、名前がそれぞれあるようですが、千葉県とか北海道とかではもう既にできていて、ほかの府県でもその準備、あるいは検討を進めているというようなことを聞いています。京都市にもこのユニバーサルデザイン推進条例の流れとして、一步踏み込んだ形で障害者差別禁止条例を京都市独自でつukれないかと、障害者関係の団体がこの障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都フォーラムというのを立ち上げまして、今、組織化を図っている動きもありますので、京都市として障害者差別禁止条例の制

定に向けた準備を進めるよう申し入れをしているところです。京都府としてその辺は今後どうお考えになっていくのか、権利条約の批准と国が差別禁止法をつくった段階で大きく影響するだろうと思いますので、今すぐに手出しできないかもしれませんが、少なくともその準備に当たってもらいたいというのが一つの提案です。

以上です。

## ○座長

具体的な問題ですので、可能な範囲でお答えください。

## ○事務局

京都市はユニバーサルデザインの条例と同時に指針も策定されています。京都府もユニバーサルデザイン条例をつくってはどうかという議論も何年か前にはあったようですが、それだけで条例をつくるのではなくて、京都府としては京都府の府政を進めていくもっと基本的なところにユニバーサルデザインの考え方を入ってはどうか、個別の条例にするのではなく、まだ名称などどうなるかわかりませんが、自治基本条例みたいなことを検討する中でこういった考え方が入れられないかということで一つ動きがあると伺っています。

## ○事務局

障害者権利条約の関係につきましては、平成18年に採択されまして、19年9月には日本国政府も署名をしているところですが、おっしゃっていただいたとおり、現在、批准できていない状況です。先般までの通常国会におきまして、差別法なり虐待防止法案等も含めた法案の成立、差別法はまだ出てなかったと思いますが、目指しておられたわけですが、その法案成立の後に批准という形になってくるかと聞いています。京都府といたしましては、虐待防止法を含めた法案の成立、条約に向けた国内法の整備状況等を見きわめた上で、必要な対応を検討していくことになるかと思えます。

以上です。

## ○座長

ありがとうございます。翻訳語、片仮名というのは、私もいろいろな人権のところへ出ると、出来るだけ少なくしてほしい、と言われますが、ぴたっとくる日本語がまた難しい。ユニバーサ



ルデザインもまさにその一つの例ではないかと思えます。

他に意見はありませんか。

## ○委員

片仮名について指摘しましたが、中身は大賛成です。

それでお聞きしたいのですが、この指針の恩恵を受ける人たち、京都府民ということなのでしょう。この中に外国人、留学生、外国人登録者、留学生と外国人訪問者数の数字の掲載もありますが、今度、入管法が改正されて外国人登録がなくなって、ちょっと厳しくなりますので、オーバースティする人が増えることについて、心配しているところがあります。だから、行政窓口もこれから困ると思えます。本当に大変なことになると思えます。こういう人たちにもユニバーサルデザインの恩恵をお願いしたい。それでないユニバーサルデザインにならないと思えます。府民だけだとか、外国人登録者だけだとか、留学生だとか、そういう人たちだけじゃなく、非常に立場の弱い人が出てくる可能性があるのです。ぜひユニバーサルデザインの精神というのはそこにあるんだから、そういう人たちにも配慮というか、視野の中に入れていただけたらなと思えます。

## ○座長

ありがとうございます。

ほかにご覧いませんか。

本日出ました委員からの指摘、それから後日、事務局へあろう指摘も含めて、学生の、若い人の意見をどういう形で意味のあるものにしていくか、それから、いわゆるユニバーサルデザインは、本当に指摘されているとおり、もう人権そのものの根幹なんです。ですから、できれば全庁的な取組の形、それから実質を目指していただきたいと思えます。

それでは定刻になりましたので、今回の懇話会を閉じさせていただきます。